

武蔵野市ふるさと応援寄附返礼品提供事業者募集要領

(令和7年9月改定)

1 目的

武蔵野市の魅力の発信、地域産業の振興並びに市政の充実及び財源の確保を図るため、武蔵野市ふるさと応援寄附により本市へ寄附された市外在住の方に進呈する返礼品を提供していただける事業者を募集します。

2 事業者の要件

下記のすべての要件に適合すること。ただし、下記の要件に適合しても、市が適当でないと認めた場合は、選定できないことがあります。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと。
- (5) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのないもの。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしていないこと。
- (7) 各種法令に沿った生産、製造、製作、又はサービス提供等をしていること。
- (8) 原則として、インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、市が運営支援業務を委託している事業者（以下、「委託事業者」という。）が指定するシステムを利用した受注管理が可能であること。
- (9) その他、市長が適当であると認めるもの。

3 募集する返礼品

(1) 地場産品基準

総務省が定める地場産品基準のいずれかに該当するものであること（別添資料参照）。ただし、総務省が定める基準に適合しても、ふるさと納税ポータルサイト事業者の掲載基準に合致しない場合など、市が適当でないと認めた場合は、選定されないことがあります。また、総務省が定める基準が変更となり、変更後の基準に合致しないこととなった場合には、返礼品としての取り扱いを終了することがあります。

(2) その他要件

下記のアからエのすべての要件に適合すること。

ア 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。

イ 配送に十分耐えるものであり、飲食物の場合においては、原則として、返礼品の到着の際に一定期間の賞味期限が保証されていること。

ウ 役務（サービス）の提供については、一定の利用期間を設けるものとし、最長でも1年以内の期限の設定とすること。

エ 市の魅力を発信し、産業振興につながる要素をもつ商品や提供される役務であること。

(3) 返礼品の価格及び寄附金額の設定

返礼品の価格は、商品代に梱包代・箱代及び消費税を含めてください。

寄附金額の下限は10,000円とし、返礼品価格と送料※を足した額に、30分の100をかけた額（千円未満切り上げ）を基本として、市が決定します。

※送料は、原則市で決定する料金とします。

4 事業者のメリット

- (1) 返礼品の画像や名称、事業者名などが、ふるさと納税ポータルサイトや本市が作成する広報等に掲載されます。また、市が広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビ等に情報を提供することもあります。
- (2) 返礼品の発送時に、自社商品のパンフレットやチラシなどを同封して販売促進やPRをすることが可能です。また、武蔵野市ふるさと応援寄附の返礼品に選ばれていることを店頭やホームページ等でPRしていただくことも可能です。
- (3) ふるさと納税ポータルサイトへの掲載料や手数料等は不要です。
- (4) 返礼品の送料についても市が負担いたします。
- (5) 最小ロット制限はありませんので、少量でも登録可能です。
- (6) ふるさと応援寄附返礼品提供事業者同士の勉強会などの開催を予定しております。ECサイト運営等のノウハウを学んだり、事業者同士のマッチングなど様々な可能性が広がります。

5 委託事業者について

寄附受納に係る業務のほか、返礼品等の開発や発注・配送管理、問い合わせ対応等について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、返礼品等取扱業務全般を、次の事業者へ委託します。

【委託事業者】

返礼品登録に関すること	株式会社サイバーレコード
返礼品発送・請求に関すること	株式会社新朝プレス

6 申込方法

まずは、産業振興課ふるさと応援寄附担当までご連絡ください。担当職員がヒアリングにて条件の事前確認等を行います。ヒアリング後、下記の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに産業振興課ふるさと応援寄附担当まで提出してください。

- (1) 武蔵野市ふるさと応援寄附 返礼品提供事業者登録申込書兼誓約書（様式1）
- (2) 添付書類
 - ア 会社案内やパンフレット等（ある場合）
 - イ 市税等の滞納がないことを証する書類（写し可）

事業主体	納税証明書の種類
法人	法人市民税納税証明書
個人事業主	市民税・都民税納税証明書または非課税証明書

※法人の場合は、本市の法人市民税納税証明書が必要です。

- ウ 許認可の必要な業種の場合、許可証の写し（保健所の営業許可証等）

また、返礼品の登録手続き等について、委託事業者（株式会社サイバーレコード）からご案内しますので、お手続きをお願いいたします。

なお、委託事業者に個人情報を提供しますので、ご了承ください。

7 審査方法

返礼品提供事業者および返礼品の登録の可否については、総務省及び武蔵野市ふるさと応援寄附実施本部の審査を経て決定します。

8 返礼品発送の流れ

- (1) 寄附者から本市へ寄附申込、返礼品の指定
- (2) 事業者へ返礼品発送の依頼（委託事業者から発注が入ります）
- (3) 事業者から寄附者へ返礼品を発送
- (4) 委託事業者から返礼品代金と送料の支払い
- (5) 市から委託事業者へ支払い

※返礼品代金と送料は、委託事業者を通じて市が負担いたします。

※返礼品発送の流れの詳細は、委託事業者よりご案内いたします。

9 募集期間

随時募集します。

10 その他留意事項

- (1) 個人情報の取り扱いについては、武蔵野市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月武蔵野市条例第40号）および関係法令を遵守してください。

なお、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用することはできません（ただし、返礼品の発送時に同封した商品カタログやチラシ等により改めて寄附者から商品申し込みがあった場合等で入手された個人情報は対象外です）。

- (2) 審査の結果、登録となった場合であっても、応募要件や地場産品基準等を満たしていないことが判明した場合や、返礼品としての取り扱いに支障がある事由が生じた場合は、返礼品としての取り扱いを終了することがあります。
- (3) 返礼品の品質等に関する苦情や補償に関しては、市は一切責任を負いません。事業者が真摯に対応して解決に努めてください。また、内容について速やかに市に報告してください。
- (4) 登録後は、事業者から申し出がない限りは、原則として次年度以降も登録が継続するものとします。ただし、継続意思の確認をする場合があります。
- (5) 本市では、株式会社トラストバンクが運営する「ふるさとチョイス」、楽天グループ株式会社が運営する「楽天ふるさと納税」以外に、株式会社三越伊勢丹の運営するポータルサイト「三越伊勢丹ふるさと納税」を運用していますが、本要領で募集する返礼品の掲載先は「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」となります。
- (6) 「ふるさとチョイス」に登録・掲載した返礼品は、ふるさとチョイスのパートナーサイトにも同様に掲載します。
- (7) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、武蔵野市ふるさと応援寄附実施本部で協議のうえ決定します。

11 申し込み・問い合わせ先

武蔵野市市民部産業振興課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2-2-28

電話：0422-60-1832 FAX：0422-51-9408

Eメール：sec-sangyou@city.musashino.lg.jp